

群馬大学共同教育学部防災対策委員会規程

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 4. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部に、火災その他の災害を未然に防止するために必要な措置を講じ、又はこれを実施し、災害による人的、物的被害を軽減するために、群馬大学共同教育学部防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、学部長の諮問に応じ、次の事項を処理する。

- (1) 防災計画及びこれの実施についての審議
- (2) 防災に関する諸規程の立案
- (3) 防災設備の改善，強化
- (4) 防災上の調査，研究，企画
- (5) 職員の防災上の賞罰に関する調査
- (6) 防災思想の普及及び高揚
- (7) その他防災に関する根本的対策の審議

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織し、学部長がこれを命ずる。

- (1) 各部から選出された教員 各2人
- (2) 附属学校園長
- (3) 事務長

2 前項第1号の委員の各部の区分は次のとおりとする。

第1部 国語教育講座，社会科教育講座，英語教育講座

第2部 数学教育講座，理科教育講座，技術教育講座

第3部 音楽教育講座，美術教育講座，家政教育講座，保健体育講座

第4部 特別支援教育講座，学校教育講座，教職リーダー講座，附属教育実践センター

3 第1項第1号の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から学部長が指名する。

(委員会の開催等)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長からあらかじめ指名された委員が、その職務を代行する。

3 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席をもとめ、その陳述を聞き、またその意見を徴することができる。

(勸 告)

第6条 委員会は、第2条各号について審議、決定を行った場合には、学部長に答申し、

または必要な勧告を行なうものとする。

(調査方法)

第7条 委員会は、第2条第4号に掲げる調査にあたっては、定期又は随時に学部及び附属学校園構内を巡視して行うものとし、また必要ある場合には、専門の技術者に委託して行うことができるものとする。

(防火管理責任組織及び自衛防災隊の編成等)

第8条 防火管理責任組織及び自衛防災隊の編成等については、別に定める。

(委員会の運営)

第9条 委員会の運営について必要な事項は、委員長の承認を得て別に定めることができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務係において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。